

平成27年5月7日

遺言のすすめ

本日は遺言についてお話をしたいと思います。

相続対策には①相続税対策、②納税資金捻出対策、③円満な遺産分割対策の3つがあります。①の相続税対策は専ら税務上の問題ですが、②の納税資金捻出対策は不動産問題、③の円満な遺産分割対策はこれを忘れると家族が崩壊したり、事業承継が失敗に終わるなどの問題を生ずることがあり、法的な対策が必要となるものです。この観点を誤ると相続人間で大きな不満を残すことになりかねません。

相続で揉める原因は、相続財産の中に平等に分けることのできない財産、たとえば自宅の土地建物や自社株などが含まれているからです。また、民法では相続人が各相続分に応じて遺産を取得する均分相続の原則が採用されていますが、実際には相続人の中には介護をした相続人とそうでない相続人など、被相続人との関係には濃淡があり、これらは法定相続分には反映されません。このような事情から相続紛争に発展することが多く、これらの紛争を予め防止する対策が必要なのです。

平等に分けることのできない財産がある場合や介護をした相続人がいる場合等には、遺言を活用する方法がとられます。遺言により、①相続分の指定をしたり、②遺産分割方法の指定をしたりすることができます。分けられない財産を単独で取得するには相続分が不足するという場合があります、その相続人の相続分を増やす必要があります。相続分は家庭裁判所の審判官でも動かすことはできませんが、唯一、被相続人のみがこれを変更できるのです。しかも、方法は1つしかありません。それが遺言です。遺言という言葉は、日常生活用語としては「ゆいごん」、法律用語としては「いごん」と読まれます。普通の遺言としては、①自筆証書遺言、②公正証書遺言、③秘密証書遺言の3種類があります。

自筆証書遺言とは、遺言者自らが、その全文、日付、氏名を自分で書き、これに押印することにより作成される遺言です。遺言保管者は、相続開始を知った後、これを遅滞なく家庭裁判所に提出して、検認を受けなければなりません。検認を受ける前に開封すれば、5万円以下の過料を支払わなければなりません。

公正証書遺言は、公証役場で、遺言者が遺言内容を口頭で説明し、公証人によって遺言を作成及び保管する方法です。作成の際には、遺言者と直接関係のない証人2人が同席して作成されるため、公正に確実に作成することができます。また、家庭裁判所の検認も不要ですので、無効等の紛争も比較的少ないと言えるでしょう。

秘密証書遺言とは、遺言内容は生前に誰にも知らせたくないが、遺言の存在だけは明らかにしておきたいという場合に作成される方式です。方法は、自分で作成した遺言を封印して、公証人に保管して貰います。当然、公証人も内容を見ることはありませんので、自筆証書遺言の

ように法律の要件を満たさず無効になってしまう可能性もあります。しかし、実際にはほとんど利用されていないのが現状です。

なお、遺言で相続分の指定や遺産分割方法を指定しても、それが他の相続人の遺留分を侵害する場合は、遺留分減殺請求がなされることとなります。遺留分とは、法律で認めた最低限の相続分で、原則として法定相続分の2分の1に当たります。

遺産をめぐる骨肉の争いは、醜いものがあります。相続争いが起きると、親子・兄弟の家族関係が崩壊するだけでなく、人間性までも崩壊します。亡くなった方はそんなことを望んでいるはずありません。

「自分はたいした財産がないから」とか「うちの家族は仲がいいから」とか、遺言が必要ないと考える方は多いのです。しかし、ちょっとした感情のもつれから相続争いが起きます。家庭裁判所で調停などが成立した遺産分割事件のうち、7割以上は相続財産が5000万円以下です。

残された家族が大切だと思えばこそ、遺言書を残しておきたいものです。遺言は自分の思いを伝えるチャンスなのです。

これで会長の時間を終わります。ありがとうございました。